

公 告

鹿島市プレミアム付商品券発行等事業運営業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年3月10日

鹿島市長 松尾 勝利



1 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 鹿島市プレミアム付商品券発行等事業運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「鹿島市プレミアム付商品券発行等事業運営業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日～令和8年3月31日 |

2 プロポーザル募集の流れ

(1) 参加表明書類の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から、参加表明書及び会社概要等の資料の提出を求める。

(2) 企画提案書類の提出

参加資格を有する者から、企画提案書及び見積書等の資料の提出を求める。

(3) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

3 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、単独の法人または2以上の者により任意に結成された共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、共同企業体の場合は、その全ての構成員が次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなつた場合は、その時点で失格とする。

- (1) 佐賀県内、福岡県内又は長崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 国や地方公共団体より紙・電子を用いた地域振興券等（プレミアム商品券やクーポン券など）の発行及び運営業務を受託した実績があること。
- (3) 共同企業体による応募の要件は次のとおりとする。
 - ア 応募及び事業に必要な諸手続き一貫して担当する構成員（以下（構成員の代表者）という。）をあらかじめ定めること。
 - イ 構成員に(2)の要件を満たす者を含めること。
 - ウ 提案募集に関する構成員の重複参加は、認めない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に

該当しない者及び同条第2項の規定に基づき鹿島市の入札参加の制限を受

けていない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

(7) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

4 手続等

(1) 問合せ先

鹿島市役所 産業部 商工観光課 担当：永石

住 所：〒849-1312 鹿島市大字納富分 2643 番地 1

電 話：0954-63-3412

メー ル：rousei@city.saga-kashima.lg.jp

(2) 質問の受付期限、受付先及び受付方法

① 受付期限 令和 7 年 3 月 2 1 日（金） 17 時

② 受 付 先 鹿島市役所 産業部 商工観光課

③ 受付方法 電子メールにて送付

(3) 参加表明書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 7 年 4 月 4 日（金） 17 時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 産業部 商工観光課

③ 提出方法 持参又は郵送で提出

(4) 企画提案書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 7 年 4 月 1 1 日（金） 17 時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 産業部 商工観光課

③ 提出方法 持参又は郵送で提出

(5) プレゼンテーション審査

① 実施予定日 令和 7 年 4 月 2 2 日（火）

② 実施場所 鹿島市役所 庁舎内会議室

(6) 審査結果・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにて通知する。また、審査結果は市ホームページ上にも公表する。なお、

審査結果の通知は令和 7 年 4 月 2 4 日（木）を予定している。

5 契約手続き

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議を行った上で、予算の範囲内において契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

6 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領及び参加表明書等による。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は無報酬する。